

「千葉ゴールキーパースクール」会員規約

●第1条【名称および所在地】

本 GK スクールは、千葉ゴールキーパースクール（以下「本スクール」という）と称し、事務所を代表方に置きます。

●第2条【目的】

1. 専任コーチによる GK の専門指導により、サッカー・ゴールキーパー技術の向上と共に、ゴールキーパーへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り GK としてのスキルアップを目的とします。
2. ゴールキーパー同士の活動を通じて自分の長所・個性を発見し、プレーで発揮できる選手の育成を図ります。

●第3条【構成】

本スクールは、小学校3年生～中学校3年生の GK 選手を対象に構成されます。

但し、代表の許可を得た場合に限り、上記学年範囲以外でも入会できることとします。

●第4条【入会資格および】

1. 本スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールが入会に適すると認めた者（以下会員という）とします。
2. 親権者の許可を条件とします。
3. 会員は、別に定める入会申請書に必要事項を記入し、提出することとします。

●第5条【費用】

1. 会員は、別に定める費用を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用はお返しいたしません。
2. 年度途中での入会の場合の年会費は残りの月数によって変動し、残り月数×600円（税込）となります。
入会金…5,500円（税込）※入会時のみ
年会費…7,200円（税込）
月謝…9,800円（税込）

●第6条【費用の支払い方法】

本規約に基づく費用などの支払い方法は、会員から本スクール指定口座へ期限までに振込むこととなります。その際の金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とします。誤って入金した場合の返済にかかる手数料も同様とします。

●第7条【遵守事項】

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

●第8条【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とし年間36回程度のトレーニングを予定しております。スクール回数は、原則として月3回程度（※長期休暇期間や年末年始などは変動あり）とします。ただし会員の希望に応じて複数会場での受講も可能とします。（別途費用あり）

またトレーニングを会員の都合で欠席した場合、欠席した同月と次月までであれば他会場に振替で参加することを可能とします。その場合は本スクール代表に相談し、承認を得た段階で振替にてトレーニング参加を認めることとします。

●第9条【中止・変更】

1. 荒天や天災によるトレーニング中止の場合は、本スクールよりトレーニング開始時間の2時間前までに会員に連絡するものとします。
2. 悪天候等によりグラウンドでのトレーニングが行えない場合は、延期、もしくはオンラインによる座学レッスンへ変更となります。その決定及び日程調整は本スクールに一任するものとします。
3. 本スクールの活動中、突然の雷雨等でトレーニングを中止した場合はできる限り振替日を設けます。ただし、実施時間の3分の2を経過している場合は代替を行わないものとします。
4. 緊急事態宣言等、国・政府・各都道府県等からの発令等によりトレーニング時間の変更やコート使用不可等による会場・時間変更、オンラインの座学レッスン等に変更する判断は本スクールに一任するものとします。

●第10条【登録事項の変更】

会員は、本スクールに提出した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なく本スクールに連絡するものとします。尚、前述の連絡がないため本スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、本スクールは一切責任を負わないものとします。

●第11条【入会】

入会日は受講開始日とします。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認めますが、年会費は入会月よりかかります。

●第12条【退会】

1. 会員が会員都合により退会する場合は、退会を希望する月の前月25日までに本スクールに退会の連絡をし、本スクールの承認を得るものとします。
2. 退会を希望する月の前月25日までに退会の連絡をされていない退会希望者は、退会希望月の月謝を支払うものとします。
3. 一旦退会した会員が再入会する場合、再度諸経費を支払うものとします。

●第13条【休会】

1. 会員が会員都合により休会する場合は、休会を希望する前月25日までに本スクールに休会の連絡をし、本スクールの承認を得るものとします。ただし、前月26日から休会希望月の初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月の初回スクール開催予定日までに所定の方法により本スクールに休会の連絡をし、本スクールの承認を得るものとします。
2. 休会を希望する月の前月25日までに休会の連絡をされていない休会希望者は、休会希望月の月謝を支払うものとします。ただし、前月26日から休会希望月の初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により休会する場合はこの限りではありません。
3. 休会費は 2,200円/月となります。
4. 連続して3ヶ月以上休会の場合は、自動退会となります。

●第14条【復帰】

1. 休会した会員が復帰する場合は、本スクール代表に復帰希望月を連絡し、本スクールの承認を得るものとします。
2. 休会した会員が復帰した場合、復帰月より月謝を支払うものとします。

●第15条【継続】

会員が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い本スクールの承認を得るものとします。

●第16条【保険】

本スクールで会員が加入している保険料負担は、本スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

●第17条【負傷時の処置】

会員がトレーニング時に負傷した場合には本スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとします。

●第18条【除名】

会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他本スクールが会員として不適格と判断した者に対し、本スクール会員より除名することができるものとします。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき
2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. トレーニングに取り組む姿勢・気持ち等がスクールの方針と異なるとスタッフが判断したとき
4. 月謝・諸費用を2ヶ月以上滞納したとき

●第19条【休講・閉鎖】

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化や国・政府からの緊急事態宣言など、その他本アカデミーの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。1ヶ月間以上の休講が続いた場合、振込済みの月謝は次月以降の再開月に持ち越す形で対応をします。

●第20条【写真、映像の使用及び著作権】

本スクールの活動風景を撮影した写真および映像は本スクールのページや指導スタッフ、広告媒体、その他本スクールが関係するプロモーションに使用することがありますので予めご了承ください。

●第21条【個人情報の取り扱い】

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱います。

●第22条【免責】

会員は、本スクールにおける盗難、傷害その他の事故・死亡について、本スクールに対し何ら損害賠償を求めず、本スクールは賠償しないものとします。

●第23条【付則】

本スクールは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について本スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に本スクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

●第24条【発効】

本規約は、2022年7月15日より発効するものとします。

●第24条【改訂】

2023年11月6日

